

# 安保3文書と自衛隊員募集について問う

答 法令等に基づき適正に進める



眞 嗣治 議員

**問** 安保3文書と自衛隊員募集で、21年2月、今年2月、防衛・総務両省の通知があった。その内容と本町の対応について答弁を求める。

官募集を広報誌への掲載や募集横断幕の掲示場所を提供し、法令等に基づき適正に進めた。

**町長** 21年2月の通知内容は、「自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めること」である。23年2月の通知は、募集対象者情報の提供などである。

本町は、20年4月、21年6月、22年5月に住民基本台帳の閲覧を行った。また毎年、自衛



自衛官募集の横幕

**問** 個人情報の提供は、義務

ではなくて依頼である。

過去の政府答弁や文書からも明らかであり、自衛隊法97条や施行令120条は、個人情報を提供する法的根拠とはならない。町の見解を問う。

**総務部長** 本町は法律上適切な事務であると考えている。

**問** 麻生副総理の戦う覚悟の発言について問う。

**総務部長** 本人がどういう立場であったか理解できないので答弁できない。

**問** 適格者名簿について、メールで自衛隊募集を知った人は全体の僅か1%である。

閲覧の拒否が人員確保に大きな支障を来すものではない、これは自衛隊もよく知っている。

名簿の提供や閲覧は、単なる募集業務ではなく、その裏には、下請的な仕組みをつくる一つの布石だという観点から、この問題を捉える必要がある。町長の考えを伺う。

**総務部長** 法令に基づく一連の業務と理解して対応している。

## 台風被害について問う

**問** 生活、農業、商工、教育、福祉、公園施設等の被害状況と被害額を問う。

**副町長** 被害状況は、農業関係、各施設などに多数あった。

被害額について、農業関係では、農作物の被害が約1600万円、公共施設関係の修繕等で約1000万円を見込んでいます。

**一** こんな質問もしました  
● 道路整備事業について